

平成23年度の森林整備地域活動支援交付金について

～森林整備地域活動支援交付金が変わります～

平成23年度から間伐に対する国の補助金が、5ha以上集約化した場合に限定されます。集約化には所有者や境界の確認、施業区域の森林所有者の同意とりつけなどに手間暇、経費がかかります。本交付金を活用することでこの集約化活動に対する支援を<ポイント1>の金額で受けることができます。

ポイント1 支援の対象となる活動が変わります。

これまで

- ①森林情報の収集活動
- ②森林情報の収集活動及び境界の明確化
- ③施業実施区域の明確化作業等



これから

- ①森林経営計画（仮称）作成促進
- ②施業集約化の促進
- ③作業路網の改良活動

① 森林経営計画（仮称）作成促進

森林施業計画が策定されていない森林において、森林経営計画（仮称）を作成するために必要な活動に対して支援します。

交付金額 : 8,000円/ha
(森林経営計画（仮称）作成のための合意形成ができた森林面積あたりの単価)

支援対象活動

- 計画策定に必要な
- ・説明会の開催、戸別説明
 - ・森林簿情報の収集、施業履歴の整理
 - ・森林のプロット調査 等

② 施業集約化の促進

森林施業計画等が策定されている森林で、集約化実施計画に基づき、間伐の実施前の段階で必要となる集約化に必要な活動に対して支援します。

交付金額 : 48,000円/ha (境界不明瞭)
32,000円/ha (境界明瞭) 等
(搬出間伐等の実施に関しての合意形成が出来た森林面積あたりの単価)

支援対象活動

- 集約化施業に必要な
- ・施業地や作業道予定地の現地調査
 - ・境界の確認
 - ・施業対象地の森林所有者への説明
 - ・施業提案書の作成 等

③ 作業路網の改良活動

森林施業計画が策定されている森林において、既存の作業路網を簡易で丈夫な路網に転換していくための点検・改良活動に対して支援します。

交付金額 : 5,000円/ha
(森林施業計画が認定されている人工林又は育成天然林の面積あたりの単価)

支援対象活動

- 既存の作業路網について、
- ・改良箇所の洗い出しのための点検
 - ・改良活動（路盤補強、排水施設や土留の設置等）

ポイント2 交付単価を上限とする精算払い方式に変わります。

- ・活動経費が交付単価を上回る場合は交付単価の金額が交付されます。
- ・活動経費が交付単価を下回る場合は活動経費分の金額が交付されます。

○活動経費の方が交付単価を上回るとき



○活動経費が交付単価を下回るとき



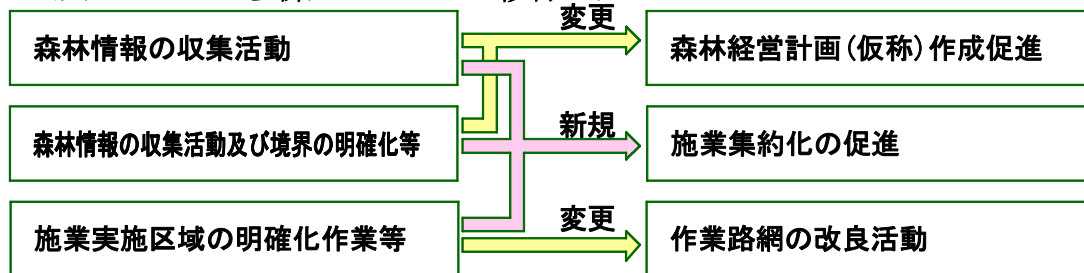
なお、協定締結者が自ら実施した活動については、活動時間に見合った労務費や燃料費、資材費、間接費を活動にかかった経費として含めることができます。

支援を受けるためには・・・

○これまででも森林整備地域活動支援交付金の支援を受けられている方へ

これまでの支援を受けることは出来ませんので、市町村との協定を変更するか、新たに協定を結び直した上で、新たな活動メニューに沿った活動を行ってください。なお、新たな支援対象活動の実施を行わない場合には、その旨を市町村にご連絡ください。

<旧メニューから新メニューへの移行パターン>



○初めて森林整備地域活動支援交付金支援を受けようとする方へ

支援を受けるためには、まず、活動を行おうとする森林が所在する市町村と活動を行うことについて協定を締結する必要があります。



<交付金交付までの流れ>

- ①市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- ②その協定に基づき活動を行います。
- ③活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- ④市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます

現行の事業期間は、平成23年度まで。
本事業の詳細については、県庁林政課又は各農林事務所林業振興課へお問い合わせください。
(各機関の住所、電話番号は、当ホームページのトップページを参照願います。)